

一般財団法人ふくしま建築住宅センター  
B E L S 評価業務に係る手数料規程

令和8年1月1日改正

一般財団法人 ふくしま建築住宅センター

## 一般財団法人ふくしま建築住宅センター BELS評価業務に係る手数料規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「一般財団法人ふくしま建築住宅センターBELS評価業務規程」（以下「業務規程」という。）第12条1項及び第2項の規程に基づき、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施するBELS評価業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (評価等の手数料)

第2条 業務規程第12条第1項に規定する評価業務手数料は、申請一件につき、別表1に掲げる額とする。

2 計画変更の手数料は、計画変更に係る戸数又は床面積に応じて前項の表の「単独申請の場合」から算出される手数料の1／2の額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の表から算出される手数料とする。

一 建物種別や用途、規模等の変更であって、手数料区分が変わる変更や過半以上が再審査となる場合

二 モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更、評価方法の変更（モデル建物法を標準入力法・主要室入力法に変更する等）など「計画の根本的な変更」の場合

三 直前のBELS評価書（以下「評価書」という。）をセンター以外の登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付されたものの場合

3 第1項又は前項において、評価の対象となる住棟、住戸毎、用途区分毎又は部分毎に評価書の交付（以下「複数交付」という。）を求める場合は、交付を求める評価書の合計通数から1通を減じた通数に、1通につき5,000円（税込価格5,500円）を乗じた額を加算する。

4 センターが発行した評価書の再交付手数料は1通につき5,000円（税込価格5,500円）とする。

5 表示プレート等の作成を希望する場合の手数料は、プレート等の作成者に支払う経費（別途、見積り）に2,000円（税込価格2,200円）を加算した額とする。

### (審査手数料の納入方法)

第3条 依頼者は、評価業務手数料を現金又は銀行振込により納入するものとする。ただし、申請前に協議して、別の支払期日及び納入方法によることができる。

### (審査手数料の返還)

第4条 収納した手数料は、原則として返還しない。

### (複数申請に伴う手数料の減額)

第5条 業務規程第12条第2項の規定に基づく減額の要件については、別表2に掲げるもののほか、理事長が別に定める。

### (委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (附則)

この規程は、平成29年7月12日より施行する。

### (附則)

この規程は、平成31年3月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和元年1月16日より施行する。

(附則)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

(附則)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和8年1月1日より施行する。

別表 1

## BEL評価業務手数料表

## 1 一戸建て住宅・住戸、住棟及び複合建築物

建築物1棟（建築基準法上、一の建築物であってもBELS評価（以下「評価」という。）において別の建築物となる場合は別棟とする。以下同じ。）の戸数に応じて、次の表1の1の手数料とする。ただし、住棟を評価対象とする場合は、評価の対象となる住戸数に関わらず当該住棟の総戸数で戸数区分を適用する。

別表1の1

(単位：円)

申請の 対象範囲	申請種別	戸数区分	審査要件	
			建築確認との 併願申請※2の場合	単独申請の場合
一戸建て住 宅・住戸、 住棟	住戸部分 ※1	1戸 (一戸建ての住宅)	30,000 (税込価格33,000)	40,000 (税込価格44,000)
		2～5戸	60,000 (税込価格66,000)	70,000 (税込価格77,000)
		6～10戸	70,000 (税込価格77,000)	80,000 (税込価格88,000)
		11～25戸	110,000 (税込価格121,000)	120,000 (税込価格132,000)
		26～50戸	150,000 (税込価格165,000)	160,000 (税込価格176,000)
		51～100戸	210,000 (税込価格231,000)	220,000 (税込価格242,000)
		101～200戸	280,000 (税込価格308,000)	300,000 (税込価格330,000)
		201戸以上	別途、見積りによる。	
	共用部分	非住宅部分の床面積に応じて「表1の2 非住宅」のII類により算出した手数料を加算する		
複合建築物 (住宅及び 非住宅の複 合)		(住戸部分の手数料+非住宅部分の手数料) × 0.9 住戸部分の手数料：戸数に応じて住戸部分により算出した額 非住宅部分の手数料：非住宅部分の用途、床面積に応じて「表1の2 非住 宅」により算出した額 併用住宅の手数料は、複合建築物の算定方法により算出する。		

※1 住戸部分の計算方法が仕様・計算併用法の場合、上記手数料の8割の額とする。

住戸部分の計算方法が仕様基準の場合、上記手数料の5割の額とする。

※2 併願申請とは、センターに建築確認申請を併せて行った場合をいう。

## 2 非住宅

- (1) 建築物1棟の用途及び床面積に応じて、次の表1の2の手数料とする。
- (2) 表1の2の適用において、評価対象となる建築物又は建築物の部分の用途区分が複数となる場合は、用途区分毎の床面積の合計により手数料を算出して合計した額と、評価対象の全体の床面積により複雑な用途区分の手数料を算出した額とを比較し、低い額を非住宅の手数料とする。

別表1の2

(単位：円)

用途 区分 ※3	床面積 ※4	計算方法			
		建築確認との併願申請※2の 場合		単独申請の場合	
		モデル 建物法	標準入力・ 主要室入力法	モデル 建物法	標準入力・ 主要室入力法
I類  ホテル 病院 集会所 等	300m <sup>2</sup> 未満	80,000 (税込価格 88,000)	210,000 (税込価格 231,000)	90,000 (税込価格 99,000)	230,000 (税込価格 253,000)
	300m <sup>2</sup> 以上～ 500m <sup>2</sup> 未満	90,000 (税込価格 99,000)	230,000 (税込価格 253,000)	100,000 (税込価格 110,000)	260,000 (税込価格 286,000)
	500m <sup>2</sup> 以上～ 1,000m <sup>2</sup> 未満	110,000 (税込価格 121,000)	260,000 (税込価格 286,000)	120,000 (税込価格 132,000)	290,000 (税込価格 319,000)

	1,000m <sup>2</sup> 以上～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	140,000 (税込価格 154,000)	300,000 (税込価格 330,000)	150,000 (税込価格 165,000)	330,000 (税込価格 363,000)
	2,000m <sup>2</sup> 以上～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	210,000 (税込価格 231,000)	430,000 (税込価格 473,000)	240,000 (税込価格 264,000)	480,000 (税込価格 528,000)
	5,000m <sup>2</sup> 以上～ 10,000m <sup>2</sup> 未満	280,000 (税込価格 308,000)	530,000 (税込価格 583,000)	310,000 (税込価格 341,000)	590,000 (税込価格 649,000)
	10,000m <sup>2</sup> 以上～ 25,000m <sup>2</sup> 未満	340,000 (税込価格 374,000)	620,000 (税込価格 682,000)	380,000 (税込価格 418,000)	700,000 (税込価格 770,000)
	25,000m <sup>2</sup> 以上～ 50,000m <sup>2</sup> 未満	400,000 (税込価格 440,000)	710,000 (税込価格 781,000)	440,000 (税込価格 484,000)	790,000 (税込価格 869,000)
	50,000m <sup>2</sup> 以上	見積り	見積り	見積り	見積り
II類  事務所 学校 飲食店 等	300m <sup>2</sup> 未満	60,000 (税込価格 66,000)	130,000 (税込価格 143,000)	70,000 (税込価格 77,000)	150,000 (税込価格 165,000)
	300m <sup>2</sup> 以上～ 500m <sup>2</sup> 未満	70,000 (税込価格 77,000)	150,000 (税込価格 165,000)	80,000 (税込価格 88,000)	170,000 (税込価格 187,000)
	500m <sup>2</sup> 以上～ 1,000m <sup>2</sup> 未満	80,000 (税込価格 88,000)	170,000 (税込価格 187,000)	90,000 (税込価格 99,000)	180,000 (税込価格 198,000)
	1,000m <sup>2</sup> 以上～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	100,000 (税込価格 110,000)	210,000 (税込価格 231,000)	120,000 (税込価格 132,000)	230,000 (税込価格 253,000)
	2,000m <sup>2</sup> 以上～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	150,000 (税込価格 165,000)	300,000 (税込価格 330,000)	170,000 (税込価格 187,000)	330,000 (税込価格 363,000)
	5,000m <sup>2</sup> 以上～ 10,000m <sup>2</sup> 未満	200,000 (税込価格 220,000)	370,000 (税込価格 407,000)	220,000 (税込価格 242,000)	410,000 (税込価格 451,000)
	10,000m <sup>2</sup> 以上～ 25,000m <sup>2</sup> 未満	240,000 (税込価格 264,000)	440,000 (税込価格 484,000)	270,000 (税込価格 297,000)	490,000 (税込価格 539,000)
	25,000m <sup>2</sup> 以上～ 50,000m <sup>2</sup> 未満	280,000 (税込価格 308,000)	500,000 (税込価格 550,000)	310,000 (税込価格 341,000)	560,000 (税込価格 616,000)
	50,000m <sup>2</sup> 以上	見積り	見積り	見積り	見積り
	300m <sup>2</sup> 未満	30,000 (税込価格 33,000)	70,000 (税込価格 77,000)	40,000 (税込価格 44,000)	80,000 (税込価格 88,000)
III類  工場 倉庫 等	300m <sup>2</sup> 以上～ 500m <sup>2</sup> 未満	40,000 (税込価格 44,000)	80,000 (税込価格 88,000)	50,000 (税込価格 55,000)	90,000 (税込価格 99,000)
	500m <sup>2</sup> 以上～ 1,000m <sup>2</sup> 未満	50,000 (税込価格 55,000)	90,000 (税込価格 99,000)	60,000 (税込価格 66,000)	100,000 (税込価格 110,000)
	1,000m <sup>2</sup> 以上～ 2,000m <sup>2</sup> 未満	60,000 (税込価格 66,000)	110,000 (税込価格 121,000)	70,000 (税込価格 77,000)	120,000 (税込価格 132,000)
	2,000m <sup>2</sup> 以上～ 5,000m <sup>2</sup> 未満	80,000 (税込価格 88,000)	150,000 (税込価格 165,000)	90,000 (税込価格 99,000)	170,000 (税込価格 187,000)
	5,000m <sup>2</sup> 以上～ 10,000m <sup>2</sup> 未満	100,000 (税込価格 110,000)	190,000 (税込価格 209,000)	110,000 (税込価格 121,000)	200,000 (税込価格 220,000)

	10,000m <sup>2</sup> 以上～ 25,000m <sup>2</sup> 未満	120,000 (税込価格 132,000)	220,000 (税込価格 242,000)	140,000 (税込価格 154,000)	250,000 (税込価格 275,000)
	25,000m <sup>2</sup> 以上～ 50,000m <sup>2</sup> 未満	140,000 (税込価格 154,000)	250,000 (税込価格 275,000)	160,000 (税込価格 176,000)	280,000 (税込価格 308,000)
	50,000m <sup>2</sup> 以上	見積り	見積り	見積り	見積り

※3 用途区分のI類、II類、III類の適用については、別表3による。

※4 床面積は、評価の対象となる非住宅部分及び住宅部分との共用部分（非住宅と判断された部分）の合計をいう。

別表2 手数料の減額

次の申請をセンターに行ったものであり、当該申請とBELS評価の審査項目及び内容が同一である場合は、減額欄に掲げる額に減額する。ただし、第2条第3項の加算額は減額とはせず、次表の減額した額に同項の手数料を加算する。

申請	減額
建築物エネルギー消費性能適合性判定	別表1によらず10,000円 (税込価格11,000円)とする。
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査	
設計住宅性能評価	別表1の申請種別「住宅部分」の額は、戸数区分及び審査要件にかかわらず10,000円 (税込価格11,000円)とする。
長期使用構造等確認	

別表3

確認申請書第四面に記載する用途コードにより以下の用途区分とします。

用途区分	用途区分コード	適合性判定の対象となる建築物の確認申請書第四面に記載される用途
I類	08140	図書館その他これに類するもの
	08150	博物館その他これに類するもの
	08152	美術館その他これらに類するもの
	08160	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
	08190, 08192	助産所
	08210	児童福祉施設（前二項、保育所及びII類に掲げるものを除く。）
	08230	公衆浴場（個室付き浴場業に係る公衆浴場を除く。）
	08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
	08260	病院
	08370, 08380	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館又はスポーツ練習場
	08390	マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの
	08400	ホテル、旅館
	08480	映画スタジオ、テレビスタンド
	08530, 08540	劇場、映画館、演芸場、観覧場
	08550, 08560	公会堂、集会場、展示場
	08590	ダンスホール
	08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類する施設
II類	08060	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの
	08070	幼稚園
	08080, 08082	小学校、義務教育学校
	08090, 08100	中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

	08110	大学、高等専門学校
	08120,	専修学校
	08130, 08132	各種学校、幼保連携型認定こども園
	08180	保育所その他これに類するもの
	08220	児童福祉施設（入所する者の寝室がないものに限る）
	08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
	08270	巡回派出所
	08280	公衆電話所
	08290	郵便法の規定により行う郵便の業務の用に供する施設（郵便局）
	08300	地方公共団体の支庁又は支所
	08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
	08410	自動車教習所
	08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
	08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)
	08450	飲食店（次項に掲げるもの、及び※1を除く。）
	08452	食堂、喫茶店
	08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（※2） 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（※3を除く。）で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（※2） 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
	08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
	08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
	08470	事務所
	08570, 08580	料理店、キャバレー、咖啡、ナイトクラブ、バー
	08650	田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（※3に限る。）で作業場の床面積の合計が50m <sup>2</sup> 以内のもの（※2）
III類	08310	公衆便所、休憩所、路線バスの停留所の上屋
	08320	建築基準法施行令第130条の4第5項に基づき国土交通大臣が指定する施設
	08340	工場（自動車修理工場を除く。）
	08350	自動車修理工場
	08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	08420, 08430	畜舎、堆肥舎、水産物の増殖場、養殖場
	08490, 08500	自動車車庫、自転車駐車場
	08510, 08520	倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫
	08610	卸売市場
	08620	火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
	08630	農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵するもの
	08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
要相談	08990	その他

※1：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするもの。

※2：原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。

※3：田園居住地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするもの。